

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のシンボルマーク使用取扱要領

平成19年7月12日制定

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成28年9月13日改正

(目的)

第1条 この要領は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進することにより同資産の早期の世界遺産登録を目指すことを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 シンボルマークは県民意識の醸成など世界遺産登録を推進する諸活動に使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては使用を認めない

- (1) シンボルマークを商品化する等の営利を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (3) 法令、規則等に違反するもの

(使用できる者)

第3条 シンボルマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 長崎県が使用することを適当と認めた者

(使用の申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ「『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』シンボルマーク使用申請書」（様式第1号）（以下「使用申請書」という。）を長崎県世界遺産登録推進課（以下「推進課」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項については、使用申請書の提出を必要としない。

- (1) 第3条第1項に定めるものが使用するとき。
- (2) 「『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』長崎県世界遺産登録推進県民会議」

(以下「県民会議」という。)が、広報の目的で使用する時。

- (3) 県民会議の構成員が、会社の広報誌並びに名刺及び名札へ使用する時。
- (4) 報道機関が報道又は「長崎と天草の潜伏キリシタン関連遺産」の広報の目的で使用する時。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、長崎県が使用申請書の提出を必要としないと認める場合

(使用の許可)

第5条 推進課は、前条の申請があった場合、シンボルマークの使用の可否を判断し、使用を許可する場合には、使用許可書(様式第2号)を発行する。

(使用時の取扱い)

第6条 シンボルマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること

- (1) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率を変えないこと。
- (2) カラー印刷をする場合は原図のと通りの配色とすること。
- (3) 使用者がシンボルマークのデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用(登録)しないこと。

(成果物の提出)

第7条 使用者は、成果物(印刷物・写真等)1部を推進課に提出するものとする。

(使用の責任)

第8条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、長崎県は一切の責任を負わない。

(改善の指示)

第9条 推進課は、シンボルマークの使用許可後であっても、使用に不都合が生じた場合には改善を指示できるものとし、推進課の指示に従わない場合は、使用の許可を取り消すことができる。

(疑義等)

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、長崎県とシンボルマークを使用する者とが協議して定める。